

社会資本の老朽化対策の推進を求める意見書

高度成長期以降に集中的に整備した社会資本の老朽化は、着実に進行しており、次世代の社会経済の安定・安全に対する脅威と成りかねない。

本市では、平成29年3月に「陸前高田市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化することとしており、あわせて、「陸前高田市橋梁長寿命化修繕計画」や「陸前高田市公営住宅等長寿命化計画」などの各施設の個別計画を策定することで、計画的・効率的な老朽化対策を進めている。

一方で、本市においては、東日本大震災からの復旧・復興を進めていく中であって、復興期間内に各公共施設を集中して再建したため、修繕や更新が同時期に集中するという課題を抱えている。そのことから、総コストの低減と予算の平準化を図る必要がある。施設に不具合が発生する前に対策を講じる予防保全にも取り組むべきところ、厳しい財政状況下において、予防保全を進めることは困難な状況である。また、復旧・復興した公共施設については、今後、新たな調査・点検の対象施設となり、点検に伴う経費の負担増も懸念されるところである。

以上のことに鑑み、近年頻発している集中豪雨等の自然災害に対する防災上の観点からも、社会資本の老朽化対策は喫緊の課題であるが、このままでは、十分な対策を講じることができない。

よって、国においては、社会資本の多くを地方公共団体が維持管理していることを踏まえて、国民の安全・安心の確保のため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 予防保全や大規模構造物の更新を含む老朽化対策に必要な予算を別枠で確保するとともに、補助対象の拡大によって、事業ごとに確実かつ集中的に予算を充当すること。その際、地方負担分についても、地方財政措置の拡充を行うこと。
- 2 公共施設等の老朽化対策に関する調査・点検経費に対する地方交付税措置など、財政措置を更に充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月11日

岩手県陸前高田市議会議長 福田利喜